

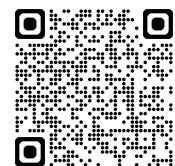
# ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)のご案内

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者の人を対象に、東京都が認定したベビーシッターを利用した際の利用料の一部を補助します。



## 1. 制度概要

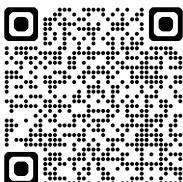
①対象者	ベビーシッターを利用した日において、渋谷区に住所を有する、つぎのいずれかに該当する人 ・日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者 (注)保護者の残業や病気、自己実現、学校行事など、幅広い理由でご利用いただけます。 ・ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者 (注)保護者とベビーシッターと一緒に保育をする場合が対象となります。
②対象児童	0歳から6歳の未就学児 0歳から12歳の障がい児 (いずれも保育の認定は問いません)
③補助対象利用期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
④補助上限時間(年度あたり)	児童1人につき <u>144時間</u> 多胎児、障がい児、ひとり親家庭の場合は、児童1人につき <u>288時間</u>
⑤補助上限額(1時間あたり)	日中利用: <u>7時から22時まで 2,500円</u> 夜間利用: <u>22時から翌7時まで 3,500円</u>
⑥対象経費	<u>ベビーシッター利用料(純然たる保育サービス提供対価)</u> (注)入会金、会費、交通費、家事援助、キャンセル料、保険料、おむつ代等の費用は、補助対象外となります。 (注)割引券やクーポン等で減額された額は、含みません。
⑦対象事業者	<u>東京都が定めたベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者</u> (注)認定事業者は、東京都のホームページからご確認ください。 (注)利用時には、必ず事業者へ「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」とこと、「要件証明書が発行可能なベビーシッターを依頼したい」とことをお伝えください。
<u>東京都が定めたベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)認定事業者はこちら▶</u>	
⑧対象となる保育条件	<u>児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育であること。</u> (注)例外として、補助対象児童のきょうだいを、保護者とベビーシッターと一緒に保育を行う(共同保育)の場合で、かつ、保護者が契約において同意している場合は、ベビーシッターが1人であっても対象となる場合があります。



## 問い合わせ先

株式会社パソナライフケア(渋谷区委託事業者) 0120-212-115  
(受付時間 平日午前9時~午後5時 土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

渋谷区ポータルはこちら▶



## 2. ご利用の流れ

### ①事業者と契約 (利用者↔事業者)

東京都ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者一覧から事業者を選び、直接契約を結びます。  
契約の際、必ず事業者へ「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したいことと、「要件証明書が発行可能なベビーシッターを依頼したい」ことをお伝えください。

### ②ベビーシッターの利用・支払 (利用者↔事業者)

ベビーシッターを利用し、料金を支払います。  
事業者から「領収書」「ベビーシッター要件証明書(利用日以前の発行日)」「利用明細書」を受取ってください。

### ③補助金の申請 (利用者↔区)

申請書に必要書類を添えて、申請締切日(必着)までに郵送または、オンライン申請により申請してください。



### ④交付決定 (区↔利用者)

申請書類の審査後、「交付決定通知書」を送付し、指定された口座へ補助金交付決定額を振込みます。

## 3. 申請スケジュール

申請締切日は毎月15日(土曜日、日曜日、祝日、休日の場合は翌営業日)です。  
補助金の交付予定期は、各申請締切日の約1か月半～2か月後です。

### 令和7年度 申請締期限(必着)

令和7年11月17日(月曜日)まで
令和7年12月15日(月曜日)まで
令和8年1月15日(木曜日)まで
令和8年2月16日(月曜日)まで
令和8年3月16日(月曜日)まで
令和8年4月15日(水曜日)まで <b>※最終申請締切</b>



※各申請締期限に間に合わない場合でも、最終申請締期限(令和8年4月15日(必着))までであれば、受け付けます。

## 4. その他留意事項

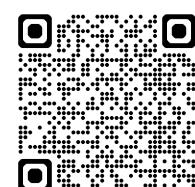
- 本事業をご利用になる前に、こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」(こども家庭庁ホームページ)をご確認ください。
- 区は直接利用に関与しないため、ベビーシッターの利用を保障するものではありません。



「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」(こども家庭庁ホームページ)はこちら▶

### 問い合わせ先

株式会社パソナライフケア(渋谷区委託事業者) 0120-212-115  
(受付時間 平日午前9時～午後5時 土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



渋谷区ポータルはこちら▶